

# 八代市子ども読書活動推進計画【第三次】の概要

## 趣旨

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（H13）に基づき、策定
- ・「八代市子ども読書活動推進計画策定検討会議」による協議を経て、R6～R11年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

## 第1章 八代市の現状と課題

### 第二次計画における取組や現状と課題

#### 取組や現状

- ・ 市内全域の赤ちゃん・保護者への啓発等につながる「ブックスタート事業」を令和2年度から開始。
- ・ 学校配付のタブレット端末にて八代市電子図書館の電子図書を利用できるサービスを令和3年度から開始。電子図書の利用増。
- ・ 学校図書館図書標準達成率は平均で小学校が116%、中学校が111%（R4年度末現在）
- ・ 熊本県による肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業の活用学校数は、R1:8校、R2:4校、R3:1校、R4:4校+1団体
- ・ 「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体」において学校・団体を熊本県に推薦
- ・ 学校や子育て支援センターからの依頼を受け、出張おはなし会を開催

等

#### 課題

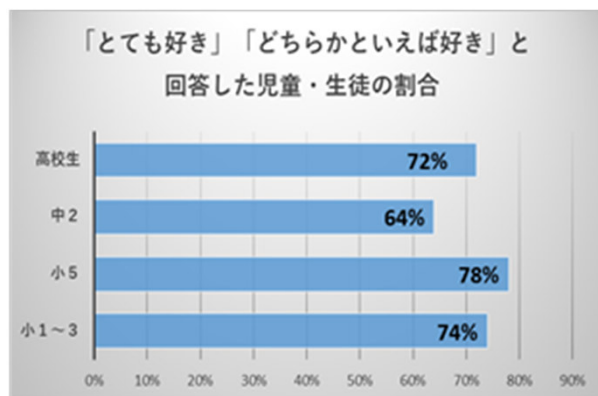
- ・ 家庭での読み聞かせにつなげるために、PTAや子ども会、婦人会等の社会教育団体に対し、子どもの読書の重要性などを積極的に周知・啓発する必要がある。
- ・ 市民に子どもの読書の重要性を理解してもらうため、ブックスタート事業などの場においてもボランティアとの連携・協力を充実していくことが重要。
- ・ 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた学校図書館の資料整備と学校図書館図書廃棄基準に該当する廃棄対象の図書の適切な廃棄・更新。
- ・ 研修などをおとして、学校図書館等の司書教諭・図書主任・学校図書館支援員との連携を今後も継続していく必要がある。
- ・ 図書館の行事以外に、お話ボランティアの活動情報や、学校における読書活動の情報などホームページやSNSなど効果的なメディアを活用し、広く市民に周知する必要がある。

等

# 第1章 八代市の現状と課題 児童・生徒へのアンケート結果から見た現状と課題

## 読書が好きになるような取組の必要性

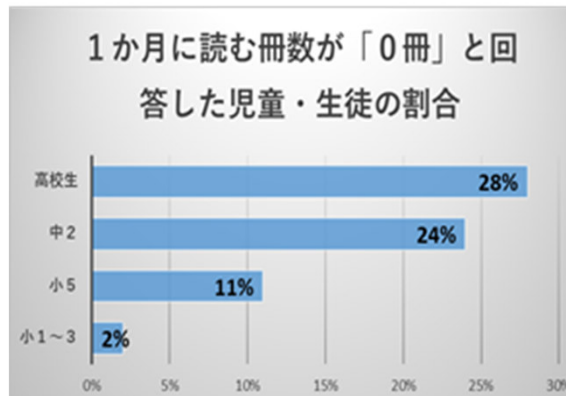
「本を読むこと（読書）が好きですか」という問いに「とても好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童・生徒が熊本県平均よりも低い結果であった。



読書が好きになるきっかけづくりや、幼少期からの読み聞かせの継続

## 中学生・高校生への取組の必要性

1か月に1冊も読書をしないと回答した児童・生徒が熊本県平均よりも高い結果であった。



全ての子どもたちが本に接する機会をつくることや、読書をする時間の確保、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組を強化

## 市立図書館の利用率

「この1年以内に市立図書館を利用したことがありますか？」という問いに「ない」と回答した割合

小1～小3：53% 小5：52%

中2：66% 高校生：77% 保護者：49%

自分で市立図書館まで行くことのできない児童・生徒への取組や、市民に親しまれ、気軽に利用できると感じてもらえるような取組が必要。

## 電子図書の普及

「パソコンやスマートフォン、タブレットなどで物語やまんがなどを読んだことがありますか？」という問いに「ある」と回答した割合

小1～小3：31% 小5：58%

中2：69% 高校生：83%

社会的にデジタル化が進んでおり、多様な子どもたちの読書機会の確保の面からも、電子図書の整備・充実が求められる。

## 第2章 計画の概要

### 対象及び期間

- 計画の対象は、子ども（おおむね18歳以下）
- 計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間

### 基本方針

現状と課題を踏まえ、第三次計画では次の4つを基本方針とする。

- 1 子どもが読書に親しむ機会の充実
- 2 子どもの読書環境の整備・充実
- 3 家庭・学校・地域・図書館の連携・充実
- 4 子どもの読書活動に関する広報・啓発活動の推進

### 第三次計画における目標

#### (1) 成果目標 読書率（1か月に1冊以上本を読む人の割合）の上昇

	R5		R11
○小学生（1～3年）	98%	⇒	98%
○小学生（5年）	89%	⇒	98%
○中学生	76%	⇒	90%
○高校生	72%	⇒	80%

#### (2) 活動目標

##### ア 幼稚園・保育所等、小・中・特別支援学校への団体貸出や配本を推進

移動図書館による配本を行っている小学校数

R5		R11
10	⇒	24

##### イ 学校図書館の魅力的な図書や良書の充実

学校図書館図書標準を達成するとともに、学校図書館廃棄規準に沿って図書を適切に廃棄し循環を図ることで、児童・生徒が読んでみたいと思える魅力的な図書や良書の充実を図る。

##### ウ 家庭や地域への積極的な広報

- ・広報やつしろでの特集記事の掲載（毎年度1回）
- ・八代市ホームページ等での読書の啓発記事の掲載（随時）

## 第3章 読書活動の推進に向けた取組①

### 基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実

#### 基本施策（1）家庭における子どもの読書活動の推進

・読書の大切さ等についてPTAや子ども会、婦人会等の社会教育団体へ広報・啓発する。（市）

★ブックスタート事業を継続する。（図書館）

・保護者自身が読書についての知識や、読書の大切さを理解できるよう、保護者対象の読み聞かせ講座等を実施する。（図書館）

・図書館本館内に設けた「赤ちゃんのへや」の周知と利用促進を図る。（図書館） 等

#### 基本施策（2）地域における子どもの読書活動の推進

★コミュニティセンターの図書室等は子どもたちが本に接する機会でもあることから、リサイクル図書の利活用等による

児童・青少年用図書等を整備する。（市）

★放課後児童クラブへの団体貸出を推進し、子どもが図書を手に取れる機会を増やす。（図書館）

・民間ボランティアグループによる読み聞かせやおはなし会などを実施する。（図書館） 等

#### 基本施策（3）学校等における子どもの読書活動の推進

・司書教諭、図書主任、学校図書館支援員等との協働による学校図書館を活用した授業づくりの支援を行う。（図書館）

・学校等の職員、PTA、ボランティア団体、地域住民等と連携し、学校等における読み聞かせを推進する。（学校）

◆子どもたちから意見を聞きながら、子どもたちが自ら学校図書館の催しを考えるなど、自主的な読書活動が活発に行われるよう推進する。（学校） 等

## 第3章 読書活動の推進に向けた取組②

### 基本方針2 子どもの読書環境の整備・充実

#### 基本施策（1）市立図書館の充実

- ・図書館の運営状況に関する適切な目標の設定を行い、達成状況等の点検及び評価等を実施する。（市）
- ・移動図書館車により、遠隔地の子どもの図書利用を促進する。（図書館）
- ◆読書バリアフリー法の視点に基づきアクセシブルな電子書籍等を収集し、利用しやすい環境づくりに努める。（図書館）
- ★ICTを積極的に活用し、子どもがより主体的に読みたい本を選択できるよう、電子書籍の充実に努める。（図書館）
- ・乳幼児から高校生まで、子どもの発達段階に応じた優良な図書や子どもの読書への動機づけとなるような図書を収集するとともに、アンケート等により、子どもの視点に立ったサービスに努める。（図書館） 等

#### 基本施策（2）学校図書館等の充実

- ・国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、学校図書館図書標準がすべての学校で満たされるよう努めるとともに、図書の廃棄・更新が適切に行われるよう促す。（市）
- ・司書教諭や学校図書館支援員等に対し、学校図書館の整備・充実に努める研修会や情報交換の場を設ける。（市）
- ・肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業を積極的に活用する。（学校）
- ◆読書バリアフリー法の視点に基づいて大型絵本等の充実に努める。（学校）
- ・司書教諭の職務について理解を促し、司書教諭が図書館業務に主体的に関われるような体制づくりに努める。（学校）
- ・子どもが本に触れ、親しみ、楽しく過ごすことができるよう、図書コーナーの設置に努める。（幼稚園や保育所等）
- ・図書館のレイアウト、本の配置、ディスプレイ等の読書環境の整備について協力する。（ボランティア） 等

★:今回初めて計画に位置付けるもの ◆:第2次計画から表現を変更したものや内容を拡充するもの

## 第3章 読書活動の推進に向けた取組③

### 基本方針3 家庭・学校・地域・図書館の連携・充実

#### 基本施策

- ・ 幼稚園・保育所等及び学校への団体貸出の推進、出張おはなし会を行う。（図書館）
- ◆ 学校等からの図書館運営や学校図書館のレイアウト、子どもの読書活動に関する相談等に対し、的確・適切・迅速に対応し、司書教諭、図書主任、学校図書館支援員、保育士、ボランティア等を対象とした、読書環境の整備・充実のための研修会の開催を支援する。（図書館）
- ★ A L T（外国語指導助手）や地域ボランティアの協力を得て、外国語のおはなし会を引き続き実施する。（図書館）
- ・ 読書活動の全体計画や教科等の指導計画に、市立図書館やボランティアとの連携・協力を位置づけ、計画に基づいた推進が図られるよう促す。（学校）
- ・ 図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書の選定及び保護者への情報提供を行う。（幼稚園・保育所等） 等

### 基本方針4 子どもの読書活動に関する広報・啓発活動の推進

#### 基本施策

- ・ 広報やつしろ、エフエムやつしろ、ホームページ、地域の機関紙等を通して、子どもの読書活動の必要性や読書活動に関する行事、イベント等を市民に広報する。（市）
- ◆ 読書バリアフリー法を踏まえた取組や読書サービス等について、広報紙やホームページを活用し、市民への啓発に努める。（市）
- ・ 「子ども読書週間行事」、「読書感想画コンクール」等を通して、子どもの読書活動の啓発に努める。（図書館）
- ・ 「子ども読書週間行事」等を通して、幼少期からの子どもの読書活動の大切さについて、保護者への啓発に努める。（幼稚園・保育所等）
- ★ 各団体のおはなし会や読み聞かせの活動やおすすめ絵本の紹介など、積極的な情報発信に努める。（ボランティア） 等